

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）（抄）

令和 6 年 6 月 11 日
すべての女性が輝く社会づくり本部
男女共同参画推進本部

III 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

（4）性犯罪・性暴力対策の強化

③ 多様な被害者が被害申告・相談をしやすい環境の整備

イ 証拠採取・保管体制の整備

当初は警察への届出を躊躇した被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、全ての都道府県において、警察、ワンストップ支援センター、医療機関が連携し、被害者の希望に応じ、証拠の採取・保管を行うことができる体制の整備を進める。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

エ 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）は、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、性暴力の被害者が速やかにつながることが重要であることを広く周知する。【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

⑥ 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

ア ワンストップ支援センターを中心とする被害者支援の充実

ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、相談支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、病院（医師、看護師等）、法テラス、弁護士、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関との連携の強化を図れるよう地域におけるネットワーク作りを加速する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 医療的支援の充実と専門人材の育成

性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実のため、各地域において、病院へのワンストップ支援センターの設置、中核的病院を始めとした医療機

関等との提携等の推進を図る。特に、中長期的な関係の構築を見据えて公立病院や公的病院へのワンストップ支援センター設置や提携を含め、関係強化を図る。

【内閣府、厚生労働省】

地域において性暴力被害者の支援を行う医療関係者等の専門家を育成するためのOJTを含む実技研修等を実施する。また、必要な治療を行える医師等の専門職の育成を促進するとともに、適切な処遇について検討を行う。【厚生労働省】

あわせて、医療機関の関係者に対して、ワンストップ支援センターと医療機関との連携等についてリーフレット等により周知し、医療機関の関係者の理解を促進するとともに、法医学的な支援も含めた性犯罪・性暴力被害者のための診療、支援の在り方について必要となる事項を整理し、性暴力被害に対応できる診療科毎の医療機関リストの作成について、検討を進める。【内閣府、厚生労働省】